

医政発0331第89号
令和5年3月31日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」の一部改正について

医療法の一部を改正する法律の一部の施行について（平成5年2月15日付け健政発第98号厚生労働省健康政策局長通知。以下「局長通知」）において、病院と老人保健施設等とを併設する場合（同一敷地内にある場合又は公道を挟んで隣接している場合をいう。）において、併設施設の給食施設を病院の施設として共用することが認められることとしています。

今般、「病院の併設について」（令和5年3月31日付け医政発0331第10号厚生労働省医政局長通知）により、同一の認定再編計画（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第12条の7に規定する認定再編計画をいう。）に基づき再編を行う病院同士を併設している（同一敷地内又は隣接する敷地内（公道をはさんで隣接している場合を含む。））に開設していることをいう。）場合において、一定の要件を満たす場合には、各病院の患者に対する医療の提供に支障がない場合に限り、各病院の施設等（診察室、手術室及び病室を除く。）の共用が認められることとしました。これに伴い、局長通知における給食施設の併用に係る内容について所要の改正を行うこととしましたので、これを御承知の上、貴管下の医療機関等に対し、本通知の周知をお願いします。